

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、例年、〇月〇日から〇月〇日までの期間及び〇月〇日から翌年〇月〇日までの期間についてA郵便局と期間雇用社員としての契約を締結して、労働者として雇用されていたところであるが、〇月の繁忙期のみについては、荷物等集配委託契約を締結しており、平成〇年度においても、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間、委託契約を締結し、業務に従事していた。

請求人は、同年〇月〇日配達先において、小包を持って前屈みになって歩いて運んでいたところ、尾てい骨の辺りに激痛が走り、その後、右下肢にしびれが生じた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、B整形外科に受診し、その後、同月〇日にC外科・整形外科に受診し「腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人は労災保険法上の労働者に該当せず、荷物等集配委託契約に基づく業務に従事していた際に発生した災害であるとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件が労働災害である旨主張するが、労災保険法上、労災補償の対象とされるのは、労働基準法第9条に定める「労働者」と認められる場合であり、労災保険法上の労働者とは、決定書理由第2の1で説示している判断のとおりである。

なお、具体的に労働者と言えるか否かについては、昭和60年に労働基準法研究会が、仕事の依頼・業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無、業務遂行上の指揮監督の有無（業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無、拘束性の有無、代替性の有無）、報酬の労務対償性の有無などの「使用従属性」に関する判断基準と「労働者性の判断を補強する要素」を総合的に判断して決定する旨の基準を示しているところであり、当審査会としてもその考え方は労働者性を判断するに当たって妥当であると考え。そこで、本件についてこれらの基準に照らして検討し、次のとおり判断する。

(2) 請求人は聴取において、「委託契約を締結するかどうかについては、各社員の意思に任せられています。」と述べていることからみて、請求人は、業務の依頼に関して諾否の自由を有していたと認められる。

(3) また、請求人は委託契約を直接A支店長と結び受託業務を行っているものであ

り、契約書の仕様書によれば、委託対象物、配達区域、配達時間など一定の指示は行われているものの、通常の注文者が行う程度の当然の指示であるとみられ、業務遂行上における使用者の指揮監督があったとは認められない。

さらに、委託契約期間中は出退勤時刻の指定はなく、空き時間には自宅へ帰り、食事や家事をすることもでき、仕事が早く終われば早く帰宅ができるなど、期間雇用社員のように拘束性があったとみることはできない。

加えて、本契約においては委託者の承認を得れば第三者への再委託も可能であり、その意味では代替性が認められると言える。

(4) 報酬についても、委託対象物の個数に応じた委託料となっており、委託料からは税金の控除が行われておらず、労働保険料の算定基礎にも含めていない。

したがって、明らかに期間雇用社員とは異なる報酬形態の下での労働であり、使用従属性を補強する内容と認めることはできない。

(5) 以上を総合すると、請求人の業務が使用者であるA郵便局の指揮監督下の労働であったとは認められず、また、報酬の労務対償性も認められないことから、請求人がA郵便局との関係において使用従属関係にあったとは認められず、加えて、請求人の労働者性を肯定する特段の補強要素も認められない。

3 以上のとおりであるので、請求人は労災保険法上の労働者であるとは認められず、請求人の本件傷病について同法による保険給付の対象とすることはできない。したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。